

【資料編】

1、緊急輸送道路について （「愛媛県地域防災計画（平成17年度修正）」より）

一次緊急輸送道路

管理区分	路線名	区間
公団	四国横断自動車道	香川県境～川之江 JCT～高知県境 西予宇和 IC～大洲北只 IC
公団	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江 JCT～大洲 IC
公団	今治小松自動車道（196号）	今治湯ノ浦 IC～いよ小松 IC
公団	西瀬戸自動車道（317号）	広島県境～大島北 IC 大島南 IC～今治 IC
国	一般国道（11号）	香川県境～松山市二番町4丁目
国	一般国道（33号）	高知県境～松山市小坂5丁目
国	一般国道（56号）	高知県境～松山市二番町4丁目
国	一般国道（192号）	徳島県境～四国中央市北新町
県	一般国道（194号）	高知県境～西条市中野甲
国	一般国道（196号）	松山市大手町1丁目～西条市小松町新屋敷
県	一般国道（197号）	高知県境～伊方町二名津
県	一般国道（317号）	松山市勝山町1丁目～今治市上浦町瀬戸
県	一般国道（319号）	四国中央市新宮町新宮～四国中央市新宮町新宮
県	一般国道（320号）	宇和島市寿町二丁目～鬼北町下鍵山
県	一般国道（378号）	伊予市下吾川～大洲市長浜、八幡浜市江戸岡1丁目 ～八幡浜市矢野町、西予市明浜町高山～西予市明浜町俵津
県	一般国道（379号）	砥部町大南～内子町吉野川
県	一般国道（380号）	内子町寺村～久万高原町露峰
県	一般国道（381号）	高知県境～鬼北町永瀬市
県	一般国道（437号）	松山市中央2丁目～松山市三津1丁目
県	一般国道（441号）	西予市野村町河西～西予市野村町野村、鬼北町近永 ～鬼北町大宿
県	一般国道（494号）	久万高原町渋草～久万高原町東川
県	（主）川之江大豊線	四国中央市金田町半田～四国中央市新宮町馬立
県	（主）新居浜角野線	新居浜市繁本町～新居浜市西喜光地町
県	（主）西条久万線	久万高原町七鳥～久万高原町七鳥
県	（主）壬生川新居浜野田線	西条市古川甲～新居浜市多喜浜
県	（主）今治港線	今治市片原町2丁目～今治市別宮町1丁目
県	（主）大西波止浜港線	今治市波方町樋口～今治市中堀1丁目
県	（主）松山伊予線	松山市和泉北1丁目～伊予市上野町
県	（主）松山空港線	松山市南吉田町～松山市北藤原町 松山市南吉田町～松山市江戸岡3丁目
県	（主）松山港線	松山市高浜町2丁目～松山市大手町1丁目 松山市高浜町6丁目～松山市高山町 松山市古三津2丁目～松山市古三津2丁目
県	（主）松山北条線	松山市勝山町2丁目～松山市道後喜多町
県	（主）大三島上浦線	今治市大三島町宮浦～今治市上浦町井ノ口
県	（主）伊予松山港線	伊予市下吾川～松山市三津3丁目
県	（主）伊予川内線	伊予市下吾川～東温市南方

管理区分	路線名	区 間
県	(主)大洲長浜線	大洲市若宮～大洲市長浜
県	(主)八幡浜宇和線	八幡浜市矢野町～西予市宇和町上松葉
県	(主)八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川～西予市三瓶町朝立
県	(主)八幡浜港線	八幡浜市沖新田～八幡浜市東新川
県	(主)宇和野村線	西予市宇和町卯之町～西予市野村町栗ノ木
県	(主)肱川公園線	内子町知清～内子町平岡
県	(主)今治波方港線	今治市長沢～今治市旭町1丁目
県	(主)松山港内宮線	松山市高浜2丁目～松山市内宮町
県	(主)松山東部環状線	松山市鷹子町～松山市久米窪田町
県	(主)宇和明浜線	西予市宇和町卯之町～西予市明浜町俵津
県	(主)宇和島城辺線	愛南町城辺甲～愛南町城辺甲
県	(主)新居浜別子山線	新居浜市喜光地町1丁目～新居浜市別子山弟地
県	(主)壬生川丹原線	西条市三津屋～西条市丹原町丹原
県	(主)小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市肱川町山鳥坂
県	(主)広見三間宇和島線	宇和島市三間町務田～宇和島市伊吹町
県	(主)宇和三間線	宇和島市三間町務田～宇和島市三間町務田
県	(主)壬生川新居浜野田線	西条市氷見～西条市古川
県	(-)船越平城線	愛南町船越～愛南町平城
県	(-)西条港船	西条市樋之口～西条市大町
県	(-)壬生川港小松線	西条市今在家～西条市氷見
県	(-)東予港三津屋線	西条市北条～西条市三津屋
県	(-)朝倉伊予桜井停車場線	今治市朝倉北～今治市桜井
県	(-)六軒家石手線	松山市中央1丁目～松山市道後喜多町 松山市道後湯之町～松山市石手3丁目
県	(-)道後公園線	松山市道後町1丁目～松山市道後町2丁目
県	(-)東川上黒岩線	久万高原町東川～久万高原町上黒岩
県	(-)菅田五郎停車場線	大洲市菅田町～大洲市新谷
県	(-)三机港線	伊方町三机～伊方町塩成
県	(-)宇和島港線	宇和島市築地町～宇和島市寿町二丁目
県	(-)伊予宮ノ下停車場務田線	宇和島市三間町宮ノ下～宇和島市三間町迫目
県	(-)松山川内線	松山市鷹子町～東温市西岡
県	(-)一本松城辺線	愛南町城辺甲～愛南町城辺甲～
県	東予港臨港道路	西条市北条～西条市今在家
県	松山観光港臨港線	松山市高浜町6丁目～松山市高浜町2丁目
市	(市)中曽根神之元線	四国中央市中曽根町～四国中央市宮川1丁目
市	(市)中村山田井線	四国中央市金生町下分～四国中央市妻鳥町
市	(市)港町繁本東筋線	新居浜市若水町2丁目～新居浜市繁本町
市	(市)宮田縦貫線	今治市松木～今治市喜田村
市	(市)勝岡東西1号線	松山市勝岡町～松山市勝岡町
市	(市)和気95号線	松山市勝岡町～松山市勝岡町
市	(市)大可賀道後松山港線	松山市祓川1丁目～松山市松江町
市	(市)松山環状線北部	松山市東長戸4丁目～松山市中央2丁目
市	(市)松山環状線西部	松山市和泉北2丁目～松山市空港通2丁目
市	(市)松山環状線南部	松山市枝松5丁目～松山市和泉北1丁目
市	(市)松山環状線東部	松山市岩崎町2丁目～松山市枝松5丁目
市	(市)梅津寺高岡線	松山市高山町～松山市古三津2丁目
市	(市)稻荷中村線	伊予市中村八幡～伊予市中村八幡

二次緊急輸送道路

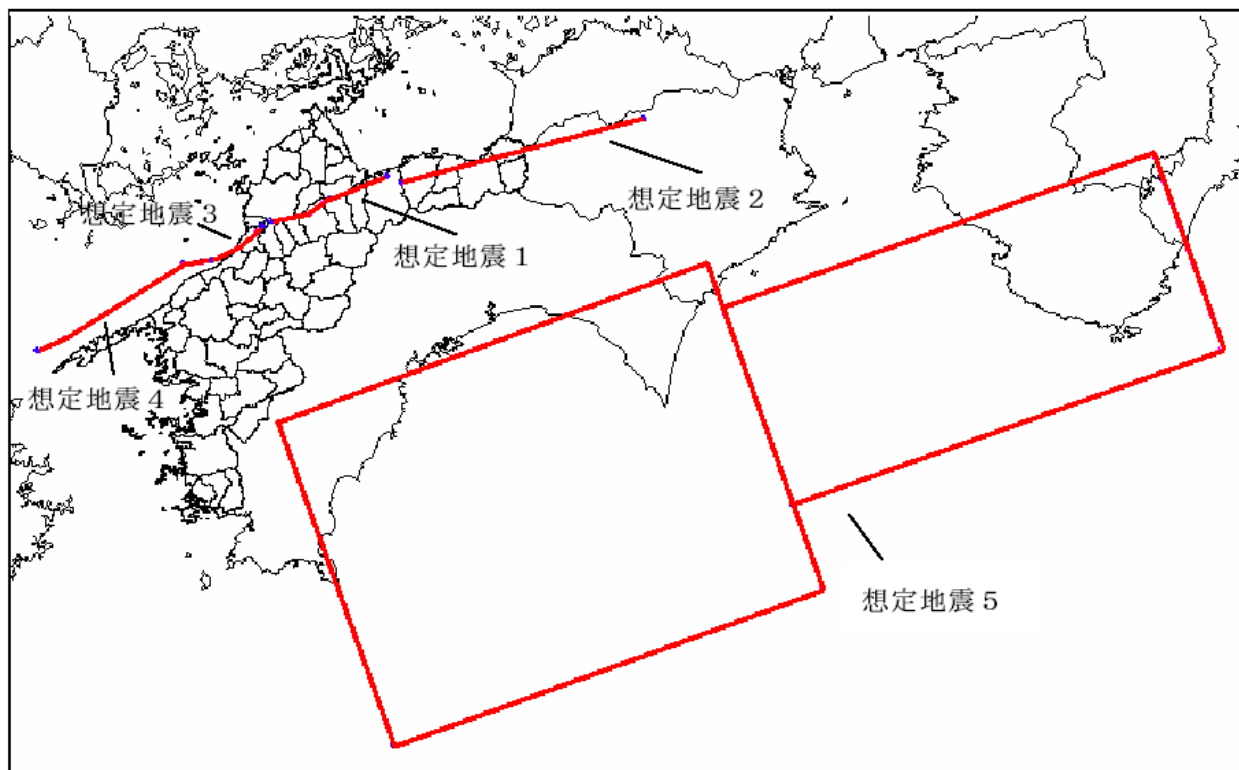
管理区分	路線名	区間
県	一般国道319号	徳島県境～四国中央市新宮町新宮 四国中央市新宮町新宮～四国中央市金子
県	一般国道378号	伊予市米湊～伊予市中村、大洲市長浜町長浜～八幡浜市 宮内、八幡浜市矢野町～西予市明浜町高山、西予市明浜 町俵津～宇和島市吉田町立間尻
県	一般県道379号	内子町吉野川～内子町内子
県	一般県道440号	久万高原町柳井川～高知県境
県	一般県道441号	大洲市西大洲～西予市野村町河西 西予市野村町野村～鬼北町近永
県	一般県道494号	東温市則之内～久万高原町洪草 久万高原町東川～高知県境
県	(主)宿毛津島線	宇和島市津島町御内～宇和島市津島町岩松
県	(主)高知伊予三島線	四国中央市瀬場～四国中央市金砂町平野山
県	(主)壬生川新居浜野田線	新居浜市多喜浜～四国中央市土居町馬場
県	(主)大西波止浜線	今治市大西町宮脇～今治市波方町樋口
県	(主)宇和三瓶線	西予市宇和町下松葉～西予市三瓶町朝立
県	(主)松山東部環状線	松山市三津1丁目～松山市鷹子町 松山市久米窪田町～松山市小村町
県	(主)宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵～愛南町城辺甲
県	(主)新居浜別子山線	新居浜市別子山弟地～新居浜市別子山瀬場
県	(主)壬生川丹原線	西条市丹原町丹原～西条市丹原町志川
県	(主)小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松～大洲市河辺町植松
県	(主)内子河辺野村線	内子町古田～大洲市河辺町植松
県	(主)広見三間宇和島線	鬼北町永野市～宇和島市三間町務田
県	(-)今治丹原線	今治市山口～今治市朝倉下
県	(-)鳥首五十崎線	大洲市成能～内子町古田
県	(-)鳥井喜木津線	伊方町柿が谷～伊方町喜木津
市	(市)上徳町谷線	今治市高市～今治市町谷
市	(市)周桑今治線	今治市古谷～今治市古谷

2、想定される地震の規模、想定される被害の状況等（「愛媛県地震被害想定調査」（平成14年3月）より）

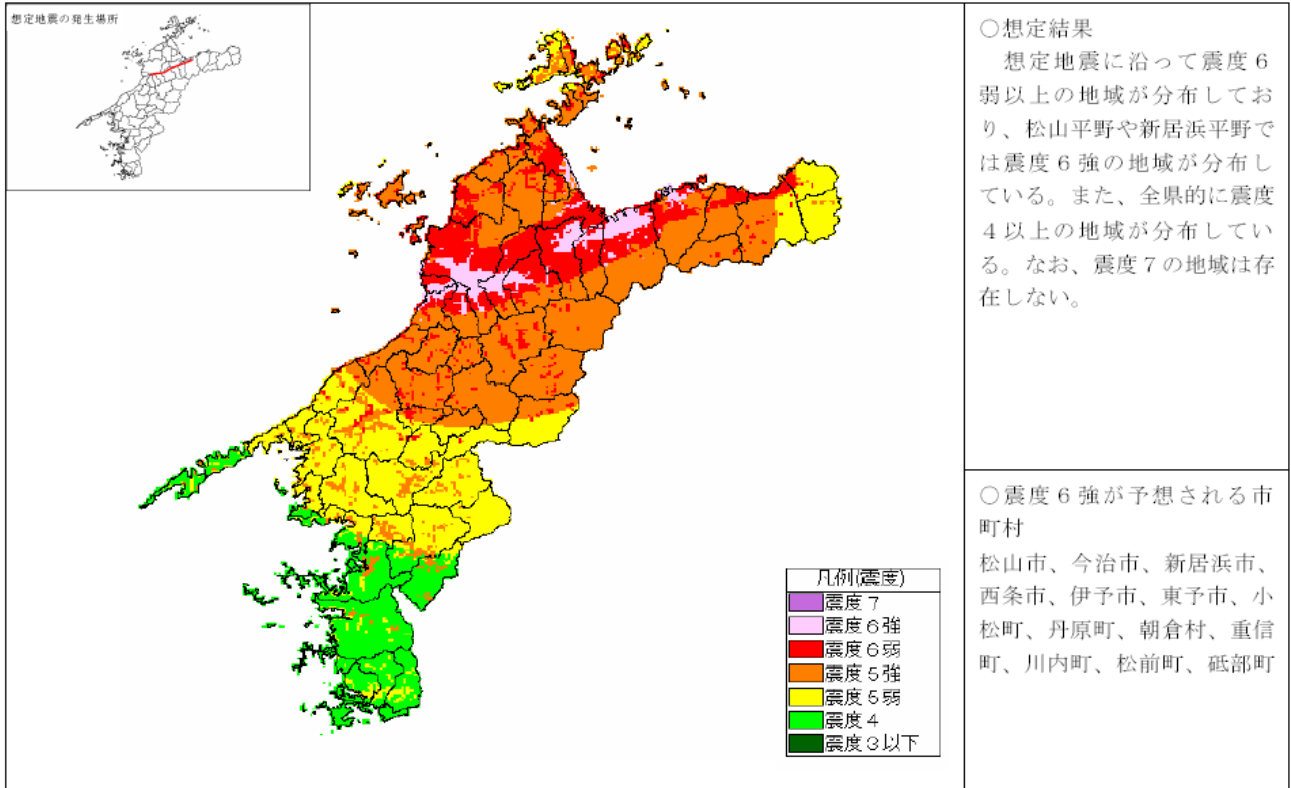
【資料 表1】想定地震

名称	内容	マグニチュード	地震動
想定地震1	川上・小松断層区間が活動して発生する地震	7.6	松山平野、新居浜平野を中心に、松山市・西条市など県内8市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布。
想定地震2	石鎚 - 池田・三野断層区間が活動して発生する地震	8.0	県東部を中心に、新居浜市・西条市など県内4市の区域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布。
想定地震3	伊予断層が活動して発生する地震	7.1	松山平野を中心に、松山市・伊予市など県内7市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布。
想定地震4	伊予灘沖海底活断層が活動して発生する地震	7.8	伊予灘沿岸を中心に、大洲市・伊予市など県内6市町の地域で震度6強。全県的に震度4以上の地域が分布。
想定地震5	安政南海地震(1854)	8.4	全県で震度5弱以上、県内約6%の地域で震度6弱の地域が分布。

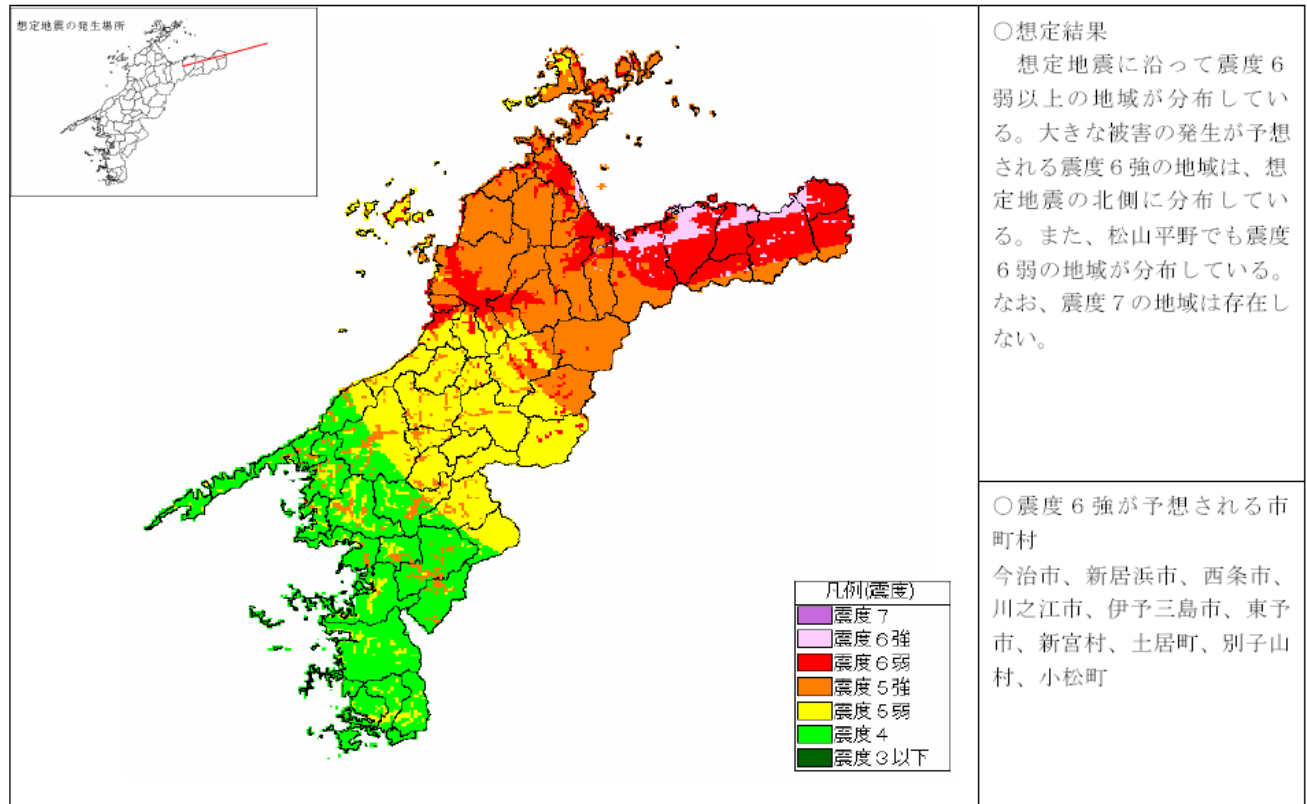
【資料 図1】想定地震の発生領域



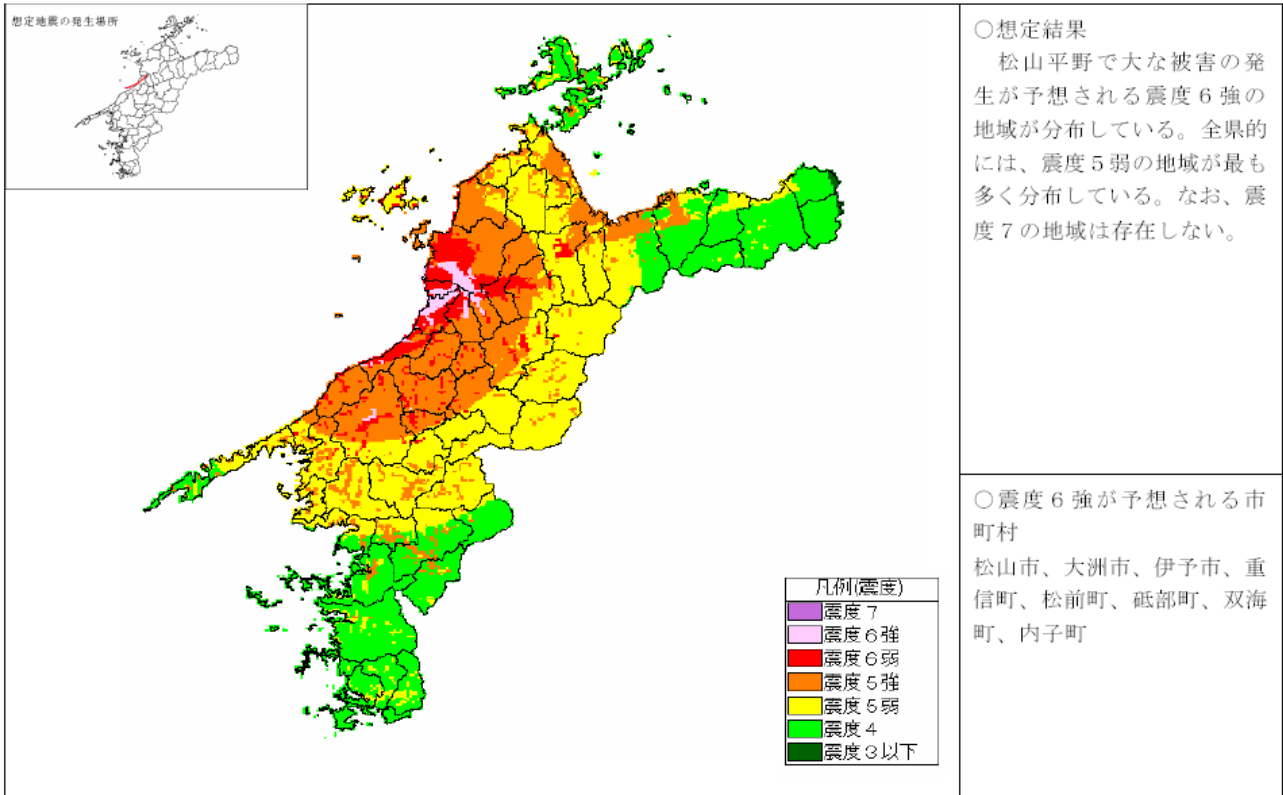
【資料 図2】想定地震1の震度



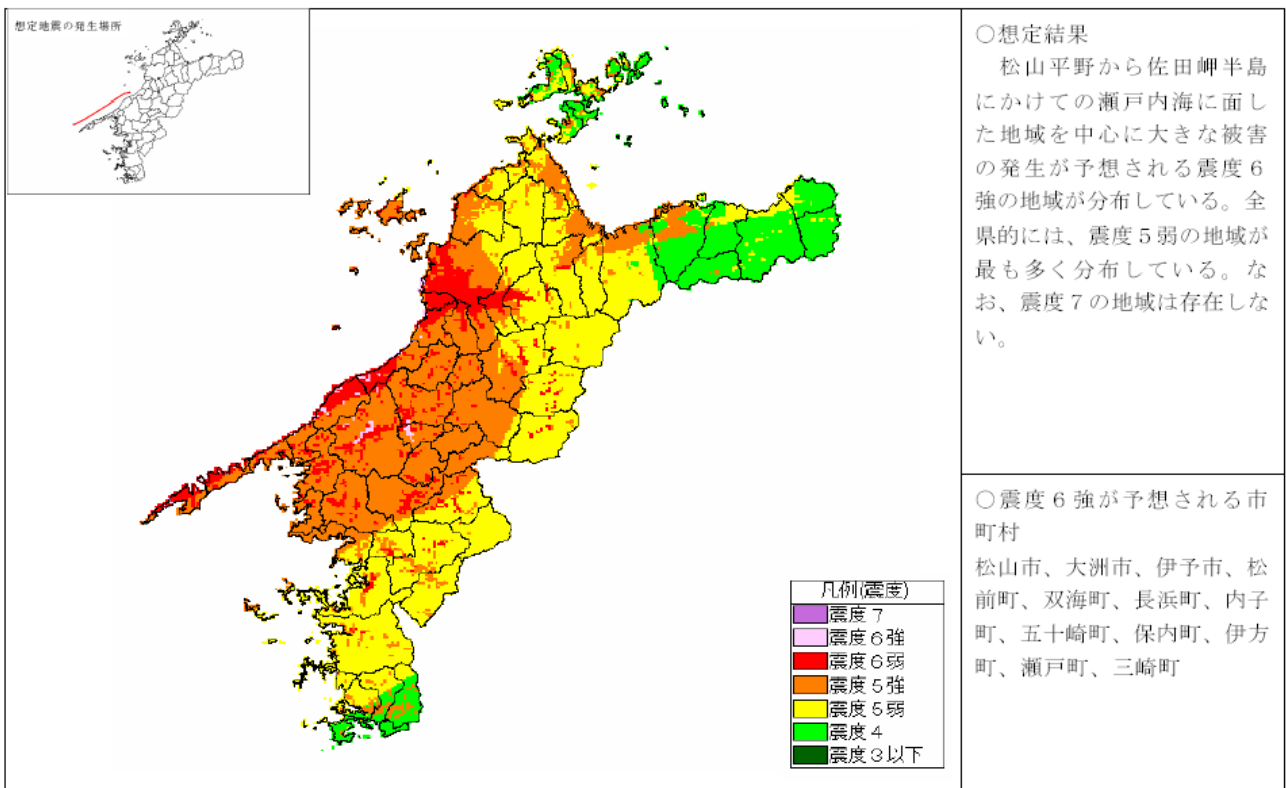
【資料 図3】想定地震2の震度



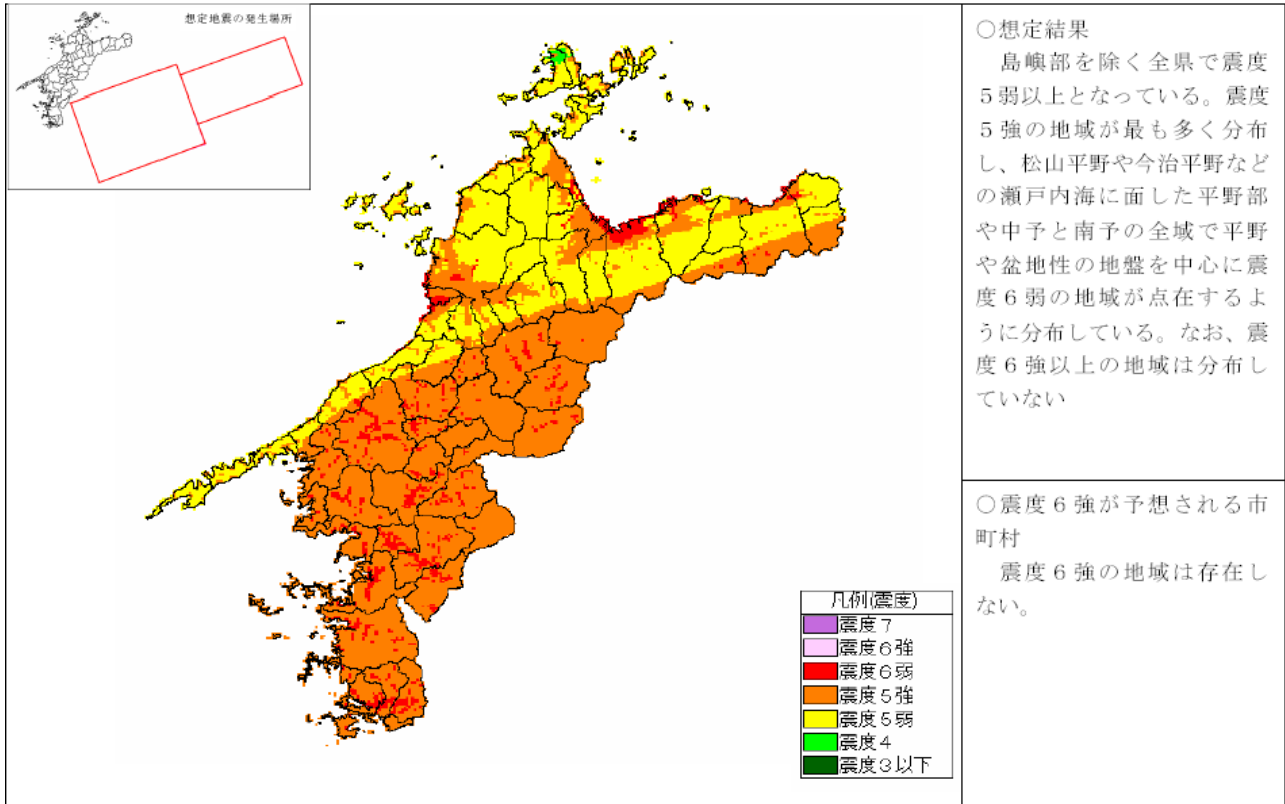
【資料 図4】想定地震3の震度



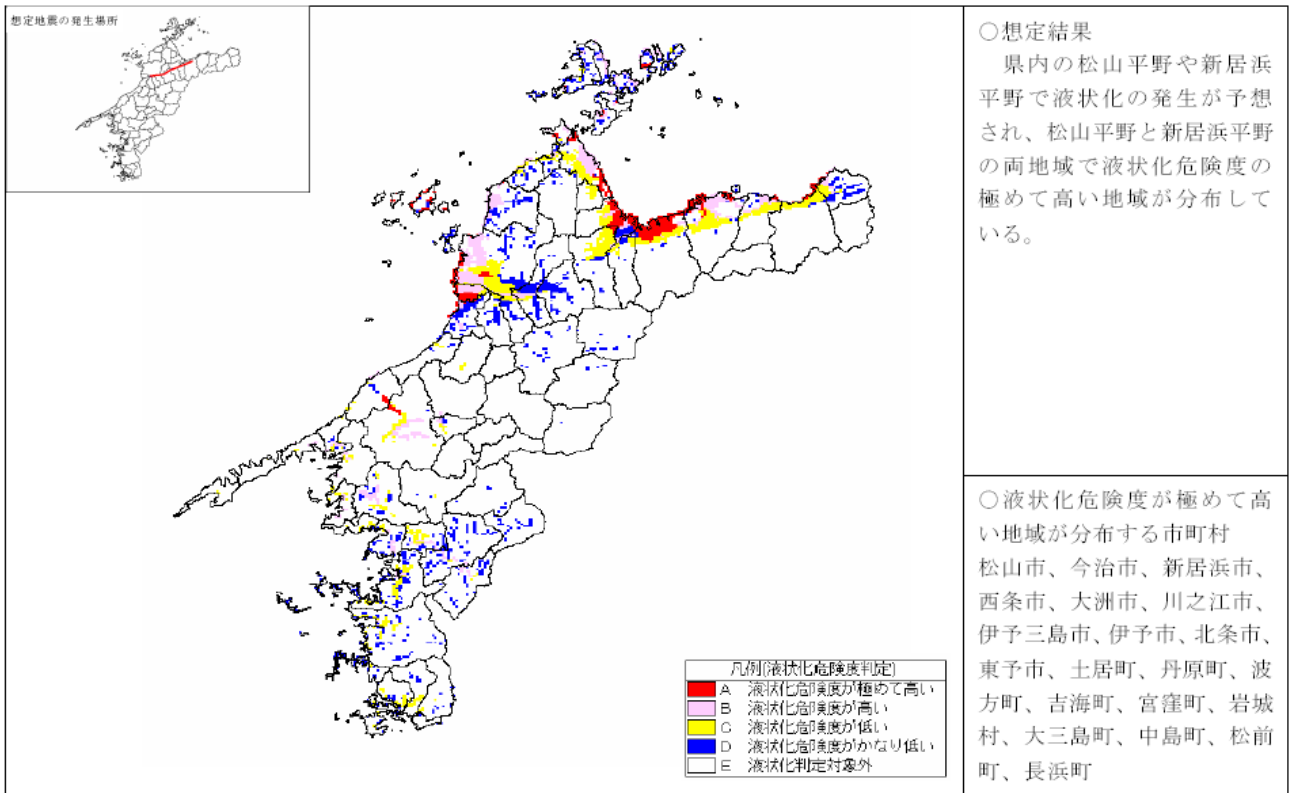
【資料 図5】想定地震4の震度



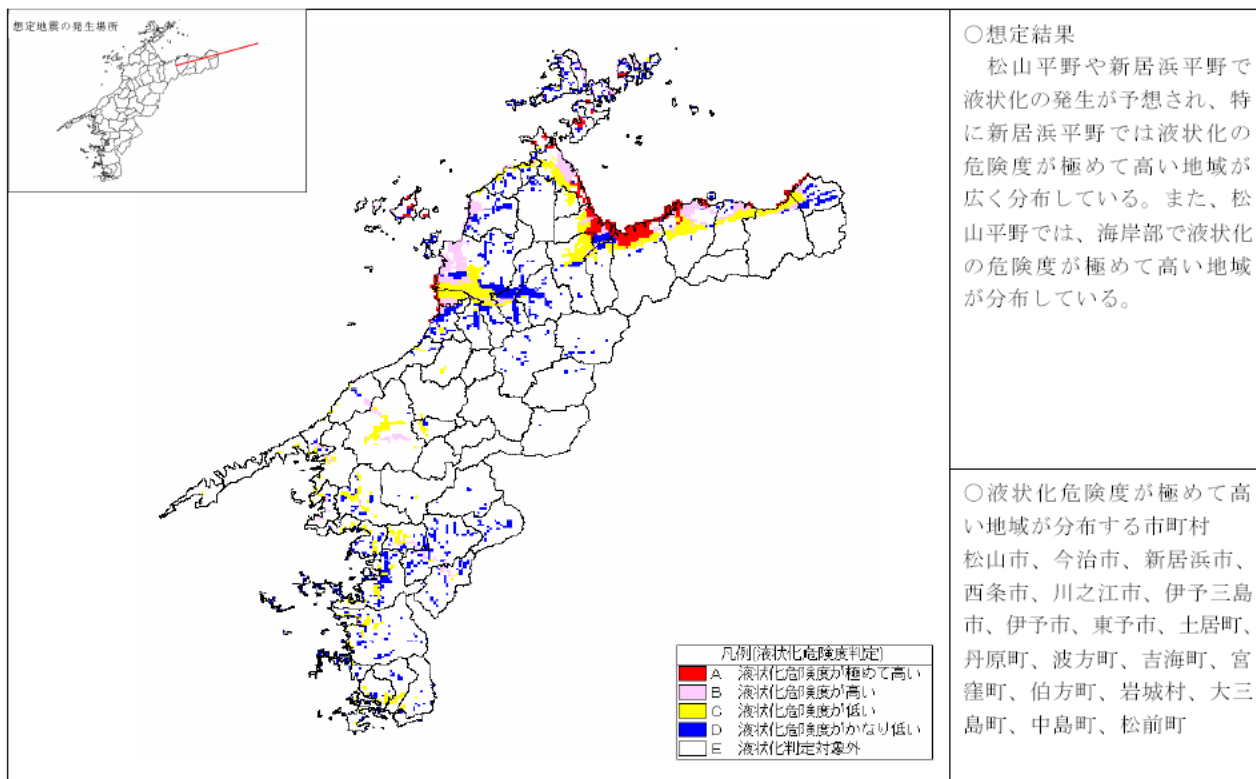
【資料 図6】想定地震5の震度



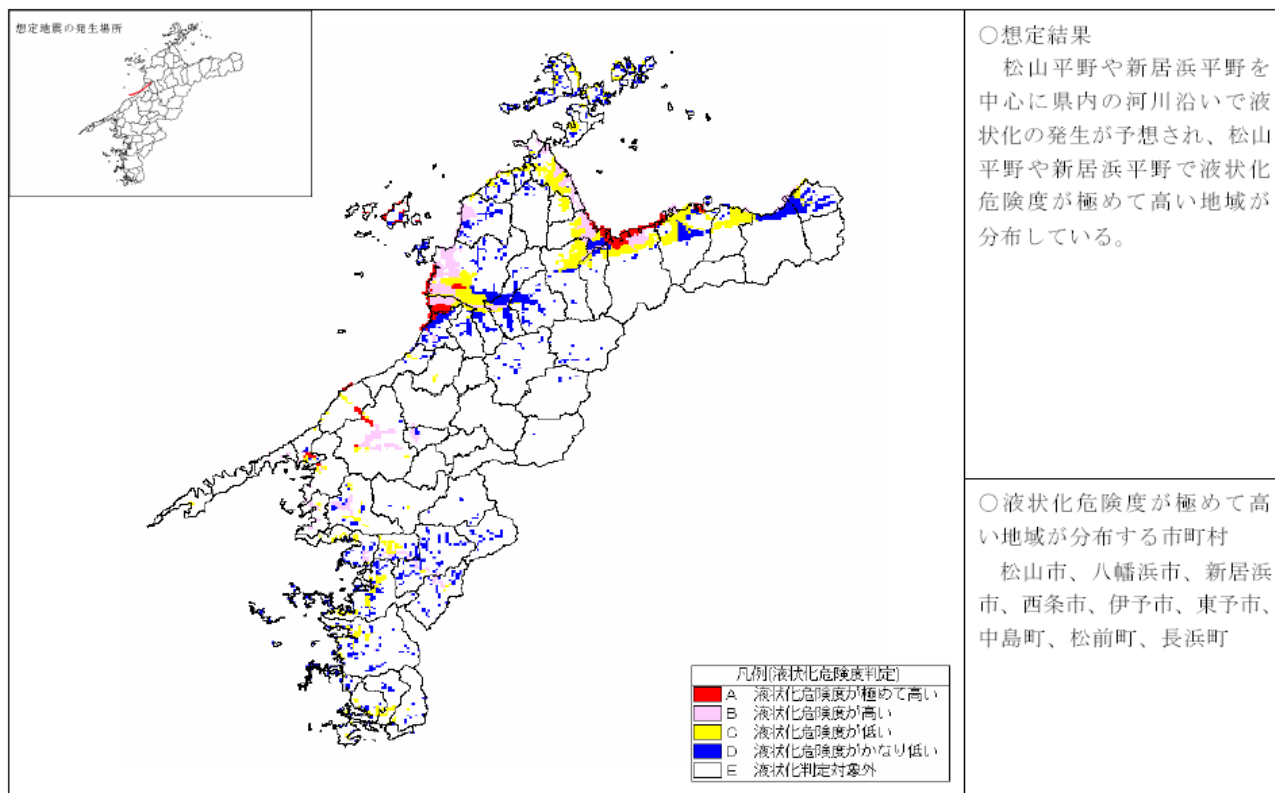
【資料 図7】想定地震1による地盤の液状化



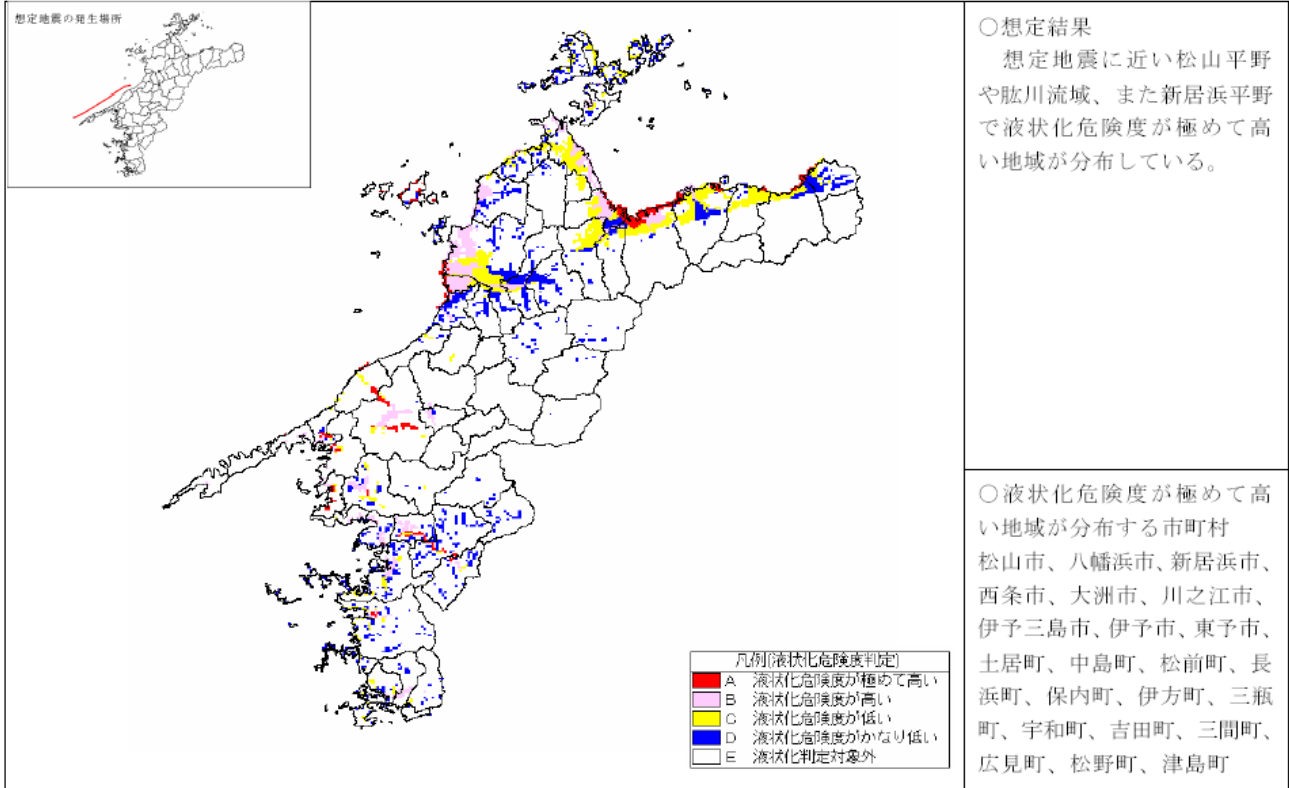
【資料 図8】 想定地震 2 による地盤の液状化



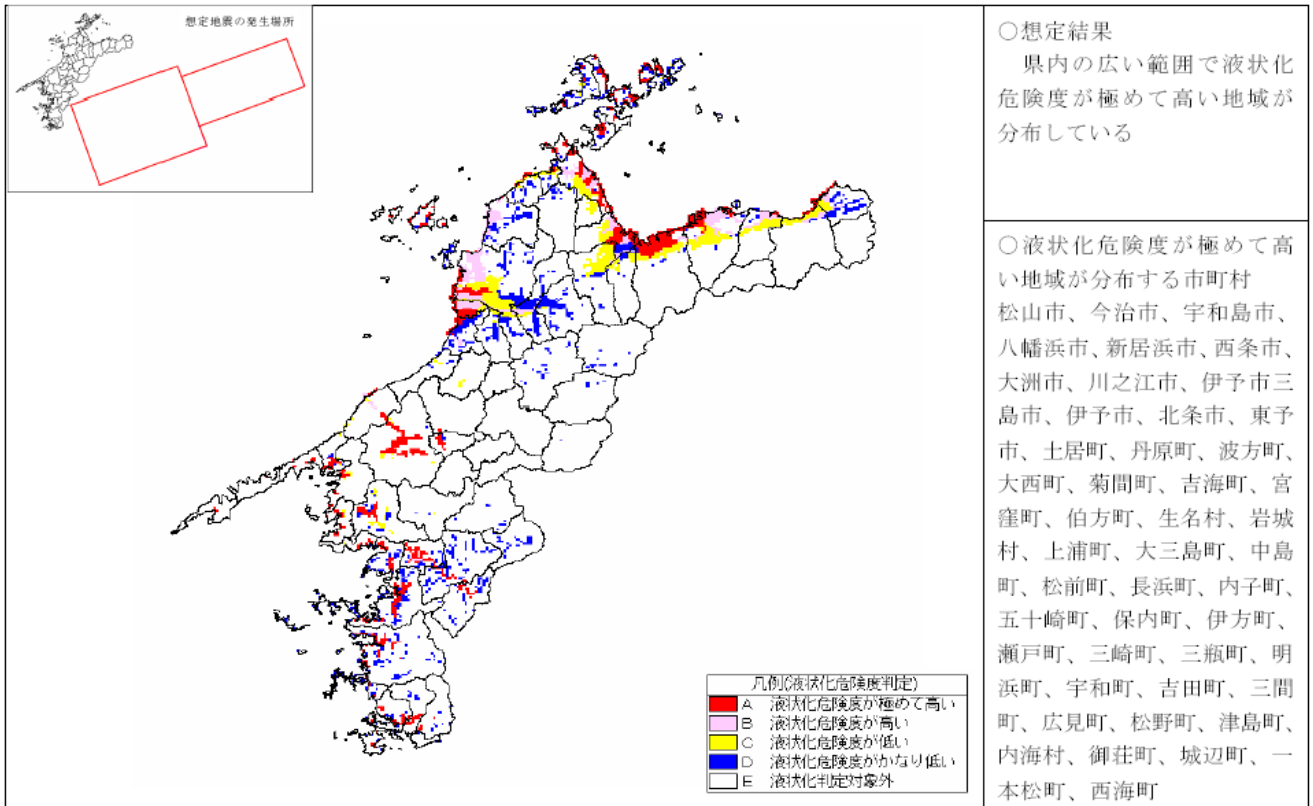
【資料 図9】 想定地震 3 による地盤の液状化



【資料 図10】想定地震4による地盤の液状化



【資料 図11】想定地震5による地盤の液状化



3、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項 に規定する設

立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第八条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4、「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」（平成7年政令第429号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂

- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- 四 体育館 床面積の合計が千平方メートルのもの
（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十四年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条

第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第六条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号 の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

一 十二メートル以下の場合 六メートル

二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項 の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。） ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第七条第二項第三号 に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項 の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が二千平方メートルのもの
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
- 三 小学校等 床面積の合計が千五百平方メートルのもの
- 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が五百平方メートルのもの
（報告及び立入検査）

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項 の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

5、「愛媛県防災対策基本条例」(平成18年条例第58号)(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐことをいう。
- (3) 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- (4) 地域防災力 地域における防災の能力をいう。
- (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、妊産婦、幼児その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の避難等に援護を要する者をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。
(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。

(市町の責務)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の発生原因となる自然現象(以下「災害発生現象」という。)の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、過去に災害が発生した箇所等を掲載した地図(以下「防災地図」という。)等により、土砂災害、浸水被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要となる事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第10条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下「工作物等」という。)を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

6、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)(抜粋)

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

7、「建築基準法施行令」(昭和25年政令第338号)(抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物